

壱岐市農業委員会定例会（平成28年7月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年7月25日（月） 午前9時
  2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
  3. 出席委員 ……農業委員会長 外 農業委員 26名
  4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員 …番…委員
  5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
  6. 議事日程
    - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
    - 第2. 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第32号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について  
議案第33号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について  
議案第34号 農地中間管理事業農用地利用集積計画の決定について  
議案第35号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  7. 報告事項 農地改良等届出申請について
  8. その他
- 

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。定刻になりましたので、只今から平成28年7月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …委員さん、…番 …委員さん、…番…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中27名で定数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第30号、「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ、決定の要がある。

24番、土地の所在

勝本町本宮南触・・・・・・・・・・・・田 1, 631㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・・・

経営地ですが、田が21, 241㎡、畑が3, 201㎡、計の24, 442㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないので贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有してあります。農作業歴は本人が30年、妻25年、子5年です。通作距離は約1Km程です。

これらの状況から、「全体的な有効利用、効率的利用」は問題ないと判断されます。

「農業生産法人要件」、譲受人は個人であり、適用なし。

「信託要件」、信託でないので適用なし。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えている。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらない。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り飼料を作付ける予定であり、本件の権利取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。本来、・・・委員さんの担当地区ではありますが、定例会には出席できないとの連絡があっておりましたので、7月19日に・・・委員

さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 本件につきましては、只今、事務局のご説明の通り何ら問題はないと考えておりますが、・・委員さんからの依頼を受けましたので、補足的に説明を申し上げたいと思います。先程、事務局が申しましたように19日に現地調査を致しました。現状はイタリアン飼料作物を作付けして整地してあります。譲渡人の柿本さんは、元々は本宮地域の・・さんの家の近くなのですが、実家においでの際は自分で耕作をしてあったという事です。

しかしながら何十年か前に妹さんが亡くなられた時に自分らは耕作しないという事で、遠い親戚筋という事で・・さんの方に耕作をお願いしてそれから、ズーと・・さんの方で耕作されてあります。譲受人の・・さんは、ここに書いてありますように農業に精根を傾けておられます。精力的に頑張っておられますので、今後も作付けは問題ないと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号は決定いたします。

続きまして、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第31号 「農地法第4条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番、土地の所在、

郷ノ浦町志原西触・・・・・・・・・・畑 113㎡

同じく・・・・・・・・・・畑 190㎡

計 2筆で303㎡

転用目的、事務所兼倉庫及び駐車場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、清掃用具レンタル・リース業を営んでいるが、事務所が狭隘になったため、事務所兼倉庫の建設及び駐車場を新設したいので申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。7月19日に・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

- ・・委員 議長。
- 議長 はい、・・番・・委員。
- ・・委員 担当委員の・・です。19日の日に事務局の方と現地確認をいたしました。申請理由のとおり、また事務局の説明の通りですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、4番は意見を付して進達いたします。
- 事務局 続きまして、5番の説明を求めます。
- 事務局 はい、5番、土地の所在、  
芦辺町諸吉二亦触・・・・・・・・・・畑 609㎡  
転用目的、植林用地  
申請人、・・・・・・・・・・
- 申請理由、販売用サカキの遮光のため、申請地にヒノキを植栽したいので申請します。というものです。農用地区域除外が8月3日に完了予定です。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農業振興地域整備計画変更（除外）の折、・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
- ・・委員 議長。
- 議長 はい、・・番・・委員。
- ・・委員 本件につきましては、去る4月の定例会に於きまして、審議頂いたものであります。JA壱岐市が新規有望作物といたしまして、導入を図ろうとしておるものでございます。この春20人の方がサカキを2,400本、シキミを3,600本、植え付けられておりまして、うちサカキにつきましては、2,400本につきサカキとヒノキを同時に植え付けるものであります。本来ですと植林を致しております山の中にサカキを植える訳でございますが、現在の壱岐の山では畑坂とか段がありまして、中々労働力が非常に苦勞するというような事で高齢化が進む中、現在では管理し易い方法として平地で仕事をするものでございます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、5番も意見を付して進達いたします。
- ・・委員 議長。一寸別件。
- 議長 はい、・・番・・委員。
- ・・委員 本件とまったく同じような事でございますが、6月24日の全国農業新聞に実は、耕作放棄地に椿を植栽という平戸市の農業委員会からの記事が出て

おりました。これは、商品開発が観光名所化という事で住民が協力をして地域に活力をみだそうという事で法人されております。農業法人の方に耕作を委託いたしまして、全部耕作放棄地を整備して、椿を植栽したという事でございます。これにつきましては、先程申し上げましたサカキと何処が違うのか、これは恐らく何も別にそこら辺りの耕作放棄地ですから只植えたという事だけで法的な根拠というのがこれには該当しないのかどうか。それを1点お願いしようと思っております。これは、椿は雑木ですからこれが植栽出来るのであればサカキと関連をするヒノキもこういった申請は要らないのではないかという気がしているものですから、その辺につきまして、後以て結構でございますけど一寸、調査をお願いしたいと思っております。以上です。

事務局 議長

議長 事務局

事務局 ・・委員さんのご質問ですけれども椿は農地に植えても良いという事があります。サカキだけにつきましても農地の転用の申請は要らない訳ですけど、遮光のために植栽という事になっておりますから、その為には植林の転用の手続きが必要という事で、これは昨年・・委員さんからのご質問があった時に農業会議に問い合わせて、そのような回答をもらっておりますので、ご理解をお願いいたします。

・・委員 議長。

議長 はい、19・・番・・委員。

・・委員 わかりますけど、例えばヒノキを植えるのは遮光的な所がある。ですから所謂、ハウスを建てる場合のハウスの本体がヒノキであって、そのの中に入れるのが、サカキですから良い意味で解釈いたしますと（転用申請は）要らないのではないかという気も半分はしておりますけれども、その辺は、どうですかね。

事務局 議長

議長 事務局

事務局 実は、農地にサカキとヒノキを植えて最初の苗の間はわからないと思いますが、ただ、木が大きくなった時にあそこは畑だったのに木が生えているよとなった時に周りからいろんなクレーム等が予想されますので、転用申請が必要という事での県の意向でありました。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 以上で終わります。

議長 ただ、この件は、今後の課題として、また向こうの方に一寸、私も月に1回長崎の方に行きますので、（調べたいと思います。）

・・委員 いや向こうで、椿について最初から出来ているという事であれば、それで良くないですか。

議長 椿でも食用で油を摂りますから。よろしいですか。また、色々疑問点がございましたら、再度確認させていただきます。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 サカキはそのままですと遮光が30～35%位の日陰がいる訳ですね。まあ、そういう事で植林をする訳ですが、植林した場合、今度は、特にヒノキ、杉は高くなり過ぎますから、サカキはある程度で頭をカットします。それで遮光関係が隣の農地との関係で、従来から植林をする場合は、隣接の農地との同意を得る。書類をとったりする内容であった訳ですが、それと関連しますから、やはり杉の場合は、そういう事がおこってきておるだろうと思います。だから管理をする場合に、全部、どちらもカットして行けばと思います。もう1つは、私は、遊休農地の担当になっておりますが、今朝も県の林務課と話をしてきたわけですが、ただ、何を今後ですね。そういう遊休の荒れた所に植えたら良いのか、従来のように針葉樹だけはいかんからですね。そういう樹枝についても検討しなさいと言っておりましたから、そういうものを関連して今後、いろいろ荒れた所には、どうしても傾斜地でトラクターとか入らないような所は、勝手に山林にするというような事でその時、樹木を何にするか検討をしなければいけないと思っております。関連で以上です。

議長 よろしいですか。外にはございませんか。ないようでありますので、続きまして6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番、土地の所在、

石田町池田仲触・・・・・・・・・・ 畑 175㎡

転用目的、倉庫用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、3世代での生活で居宅が狭隘となり、家財道具を収納する倉庫が必要となったので申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。7月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 7月19日に・・さんと事務局と現地を確認いたしました。進入路が道路側溝にかかりますので、市役所との協議が必要だと思いますが、転用には支障がないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、6番も意見を

付して進達いたします。

続きまして、議案第32号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第32号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から協議を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番、土地の所在、

郷ノ浦町有安触・・・・・・・・・・畑 217㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、父より申請地を譲り受け、自己の居宅を新築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。7月19日に委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

委員

議長。

議長

はい、委員さん。

委員

皆さんお早うございます。担当の委員でございます。只今、事務局からの説明の通りでございます。写真を見て頂ければお分かりのように62-2につきましては、トラクターが1回往復すれば、終わるような場所でございます。非常に生産力の低い状況でございます。この申請人の委員さんにつきましては、JAの職員で地域の農協青年部等で非常に活躍しております。どうぞ申請の通り、よろしく申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご異議ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第33号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第33号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から協議を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番、土地の所在、

郷ノ浦町初山西触・・・・・・・・・・畑 1,817㎡

同じく・・・・・・・・・・畑 760㎡

2筆で 2,577㎡です。

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を建設し、残りを放牧場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。7月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 説明のとおりでございます。19日の日に事務局と・・さんで確認をしております。・・さんと言われる方は、大島の出という事でございます。なかなかの若手でございます。牛を飼う気力も話を聞いてみると十分にあると思いますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、5番は意見を付して回答いたします。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番、土地の所在、

芦辺町国分本村触・・・・・・・・畑 1, 125㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を増築し、残りを放牧場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は21頁から23頁です。7月19日に・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 事務局の報告のとおりであります。よろしく、お願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご異議ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、6番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第34号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、24頁をお願いします。議案第34号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。25頁の平成28年7月農

業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度24頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定5年間のもので、田が1筆の1,171㎡、10年間のもので田が14筆の17,192㎡、畑が1筆の621㎡、合計、16筆で18,984㎡と使用貸借設定5年間もので、畑が2筆で2,212㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号につきましては、決定いたします。

事務局 はい、26頁です。議案第35号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。27頁の平成28年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりであります。再度26頁をお願いします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が賃借権設定5年間のもので、田が1筆の1,171㎡、10年間のもので田が14筆の17,192㎡、畑が1筆の621㎡、合計、16筆で18,984㎡と使用貸借設定5年間もので、畑が2筆で2,212㎡となっております。

この計画（案）については、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第34号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号につきましても、決定いたします。続きまして報告事項をお願いします。

事務局 はい、28頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出申請について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

2番、土地の所在

郷ノ浦町柳田触・・・・・・・・田 1,027㎡

申請人 . . . . .

申請理由 申請地は大雨が降ると直ぐに冠水するので、嵩上げ工事を行い、農地としての整備を図る。ということです。

工期は平成28年8月1日～平成29年7月31日までで、

施行者は . . . . .

株式会社 . . . . .

位置図、写真は29頁～30頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

報告事項でございますので、よろしくお願ひします。それでは、その他の件をお願ひします。外に皆さん方から何かございませんか。ないようでありますので、本日の会議の全日程を閉めたいと思ひますがよろしいでしょうか。

【はいの声あり】大変お疲れでございまして。